

北海道請負工事施行成績評定要領の運用

平成 22 年 3 月 26 日建技第 1317 号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務
局長、各部局長、各地方部局長あて農政
部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕平成 23 年 3 月 1 日建技第 1083 号、令和 2 年 7 月 22 日建管第 525 号改正

このことについて、「北海道請負工事施行成績評定要領」（平成 10 年 2 月 18 日建情第 686 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）の運用を定め、平成 22 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、事務処理を適切に行ってください。

記

要領第 2 関係

- 1 維持・修繕工事のうち工事受渡書による受渡行為が必要のない工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することができるものとする。
- 2 契約を解除した工事については、次のとおりとする。
 - (1) 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
 - (2) 道の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

要領第 4 関係

- 1 共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。
- 2 評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、「工事施行成績評定基準」（平成 14 年 3 月 27 日技管第 1228 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「工事施行成績評定基準の改定について」）により行うものとする。

要領第 5 関係

工事施行成績評定表は、工事完成時の評定後、遅滞なく、工事施行成績採点表を添えて、契約担当者等に提出するものとする。

要領第 6 関係

契約担当者等は、評定結果を請負人に通知する場合には、項目別評定表（別紙第 1 号様

式)を作成し、別記第2号様式に添付するものとする。

要領第7関係

- 1 評定結果を修正すべきと認める場合とは、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合とする。
- 2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。

要領第9関係

契約担当者等は、評定表を審査担当部長等に送付した後、工事目的物の契約不適合等により、評定を修正した場合は、遅滞なく審査担当部長等に報告するものとする。

別記第1号様式（土木・営繕共通）

項目別評定表

工事番号

工事名

評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 点
	II 配置技術者	／ 点
2 施工状況	I 施工管理	／ 点
	II 工程管理	／ 点
	III 安全対策	／ 点
	IV 対外関係	／ 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／ 点
	II 品質	／ 点
	III 出来ばえ	／ 点
4 工事特性（加点のみ）	I 工事特性	／ 点
5 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	／ 点
6 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	／ 点
7 法令遵守等（減点のみ）		
8 その他		
評定点合計		／ 点
評定点		／ 点

（用紙寸法 日本工業規格A4）